

3【要介護状態区分が月途中で変更になった場合の請求について（その2）】

要介護状態区分が月の途中で変更になった場合、給付管理票や介護給付費明細書上に記載する要介護状態区分や、区分支給限度額管理を行う訪問通所サービスや短期入所サービスの要介護状態区分等をどう取り扱えばよいか。

（答）

月途中で区分変更があった場合の各帳票（当該月末）の要介護状態区分の記載内容は下記のとおり。

	要介護状態区分	認定有効期間	訪問通所限度額適用期間	短期入所限度額管理期間
被保険者証	変更後の区分	変更後の有効期間	変更後の有効期間 （但し重くなる場合は当月1日から、軽くなる場合は翌月1日から）	変更後の有効期間 （翌月1日から。ただし月の初日に発効の場合には当該月から）
サービス利用票	変更前と後の区分を記載		重い方の額とそれに対応する期間	変更前の額とそれに対応する期間
サービス利用票別表			同上を支給限度管理の基礎とするが記載はしない	同上を支給管理の基礎とするが記載はしない
給付管理票（訪問通所）	重い方の区分		サービス利用票より転記	
レセプト（訪問通所）	月末の被保険者証と同じ	月末の被保険者証と同じ		
給付管理票（短期入所）	変更前の区分			サービス利用票より転記
レセプト（短期入所）	月末の被保険者証と同じ	月末の被保険者証と同じ		

4【入所年月日及び退所年月日の記載について】

同一月内に同一の施設の入退所を繰り返した場合、レセプトの入所年月日及び退所年月日について、いつの日付を記載すればよいのか。

（答）

入所（院）年月日及び退所（院）年月日の記載欄は1つしか設けていないので、下記の方法に基づいて記載することとする。